

平成24年11月藤枝市議会定例会
文教建設経済委員会委員長報告
(議案審査)

本会議5日目
(平成24年12月17日)

本委員会に付託された、議案8件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に、ご報告いたします。

最初に、「第88号議案 平成24年度藤枝市一般会計補正予算（第3号）」のうち、本委員会に分割付託された費目について申し上げます。

初めに、「歳出7款1項3目観光費の蓮華寺池普請^{ふしん}400年記念事業費について、事業内容は何か伺う。」という質疑があり、

これに対して、「事業内容は、オープニングセレモニーとして、蓮華寺池保勝会^{ほしょうかい}による口上や藤枝太鼓の演奏、小学生による風船飛ばしなどを行い、アトラクションとしては、蓮華寺池の歴史に関する演劇、餅まき、スタンプラリー、ノルディックウォークの体験会、おもてなしとして、ジュニアお茶博士による呈茶サービス、おしるこや朝ラーメンなどの飲食物販に取り組む。さらに、蓮華寺池の歴史を知ってもらうため歴史紹介パネルの設置やリーフレットの配布を行い、今後も蓮華寺池公園を楽しんでいただけるようなきっかけ作りになるような内容を考えている。」という答弁がありました。

次に「予算200万円の使途は何か伺う。」という質疑があり、

「予算200万円の主な使途は、会場設営費、音響設備費、誘導警備費、出演者への報償費、式典出席者への記念品、配布用のもち、歴史紹介パネル等に要する費用である。」という答弁がありました。

次に、「歳出10款2項1目学校管理費の営繕工事費について、通級指導教室を青島小学校から青島北小学校へ移設する理由と入級希望人数の状況を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「青島小学校には、現在、幼児の言葉の教室に50名が通級しており、待機している児童が10名。学齢の言葉の教室には23名が通級しており、待機している児童が9名、発達通級教室には20名が通級し、待機している児童は8名というように、入級希望児童がおり、施設面での対応が難しくなった。また、幼児の言葉の教室、発達通級の子どもたちについてはトランポリン等の活動的なものを指導に入れる必要があるため、それらに対応できるように広いスペースを求めて青島北小学校に移設したい。」という答弁がありました。

次に「通級指導教室の移設により青島北小学校は、普通教室が3つ少なくなるが、児童数の増加により普通教室が不足することはないか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「青島北小学校には、まだ普通教室数に余裕があり、児童数が急激に増える見込みもないので、普通教室が不足することはない。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第91号議案 平成24年度藤枝市水道事業会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

初めに、「債務負担行為中の固定資産システムデータ整備業務とは何か伺う。」という質疑があり、

これに対して、「地方公営企業会計制度の改正に伴い、固定資産を取得するための補助金の取り扱いが、これまでの資本剰余金から起債に当たる繰延収益に変更になったことで、減価償却と同じように毎年収益化を行うことになった。この収益化のために、過去の補助金が、どの固定資産を対象に交付されたのか特定を行い、減価償却に見合う額を算出するための委託業務である。」という答弁がありました。

次に、「過去の補助金とはどの程度までを遡り、どのくらいの件数を見込んでいるのか。」という質疑があり、

これに対して、「過去50年を遡り、件数としては5,600件程度を見込んでいる。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第93号議案 藤枝市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例」について申し上げます。

初めに、「新しい条例の中で、現在、停車帯になっているところを自転車専用帯にして、歩道と分離させることは可能か伺う。」という質疑があり、

これに対して、「自転車専用帯は最低 1.5m の幅員があれば良いとされているので、条件を満たせば停車帯を自転車専用帯に転用することは可能である。」という答弁がありました。

次に、「今後、停車帯を自転車専用帯にしていくことを進める考えはあるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「本市は交通安全日本一を謳っているので、将来的には、停車帯だけではなく、歩道についても植樹帯の規制を緩和し、自転車専用帯に転用するなど、歩行者の安全確保に努めていきたい。」という答弁がありました。

次に、「条例を制定することによる効果は何か伺う。」という質疑があり、

これに対して、「現在の藤枝市の基準に合わせる考え方で条例化を検討しているので、道
ふくいん
路幅員を実情に合わせることで買収面積を少なく出来るなどのコスト縮減効果がある。また、交通安全対策がしやすいように考えられているので、交通安全の推進にも役立つ。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第 9 4 号議案 藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

初めに、「本条例を制定する目的は何か。また、低炭素建築物の認定を受けることで、何かメリットがあるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「目的は二酸化炭素の排出の抑制を図るため、低炭素建築物の普及を促進しようとするものである。認定を受けることによって 400 万円のローン控除、登録免許税が低くなるなど長期優良住宅と同じようなメリットがある。」という答弁がありました。

次に、「低炭素建築物に該当する建築物は、どの程度の件数があると見込んでいるか伺

う。」という質疑があり、

これに対して、「低炭素住宅に似た制度の長期優良住宅が年間200件程度あるが、その中で二酸化炭素排出の抑制に特化した低炭素住宅は、その1割の20件程度と見込んでいる。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「第95号議案 藤枝市水道事業給水条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

初めに、「水道料金の値上げの理由のひとつに、水道管の耐震化及び老朽化対策の財源確保があるが、学校や幼稚園の耐震工事のように一般会計の中で事業化することが制度として可能か伺う。」という質疑があり、

これに対して、「水道事業は地方公営企業法により施設の建設や維持管理等に必要な経費を水道料金で賄う独立採算制の運営が基本であり、法制度が変わらない限り一般会計で事業化することはできない。」という答弁がありました。

どうそうすいかん

次に、「今回の値上げにより、4年間で導送水管の耐震化が19%から45%まで進むということだが、4ヵ年以降、残りの55%の耐震化を進めるため、再び、値上げをすることになるのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今回は、4年間で算定期間として料金改定をお願いした。それ以降については、状況に応じて料金見直しの検討が必要であると考えている。」という答弁がありました。

次に、「値上げをした4年間の中で起債分を繰上償還し、利息負担分を減らす計画があるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「公的資金補償金免除の繰上償還制度が本年度で終わるため、28年度までの財政計画においては起債残高や支払利息の大幅な削減は想定していない。」という答弁がありました。

続いて討論に入り、

初めに、「今回の値上げの大きな理由が旧岡部町と藤枝市の統一と将来に備えての水道管の耐震化、老朽化対策の2つが上げられたが、ほかのインフラ整備には税金を使う一方で、なぜ、水道だけが利用者負担で賄う公営企業会計内で行わなければならないのか。事業には多くの起債をするため、その利息分が負担となって料金に跳ね返ることになる公営企業会計の問題を改めれば、値上げなどしなくても耐震化は十分可能だと思われる。こうした会計制度は変えていくべきであり、値上げをするのであれば、少なくとも、こうした実態を市民に説明してから行うべきである。以上の理由により反対する。」という討論がありました。

次に、「本条例の改正は合併以降課題となっていた藤枝地区と岡部地区で異なる料金や負担金を統一し、負担の公平を図るものである。

また、施設や水道管等の老朽化が進んでいることから、水道事業基本計画に基づいた耐震対策や水道管の更新を行う必要があり、今回の水道料金の改定はその財源を確保するためのものでもある。

また、その改定率も可能な限り抑えて、使用者負担に配慮したものと理解できる。以上により、賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第96号議案 藤枝市簡易水道条例の一部を改正する条例」について申し上げますが、質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第97号議案 藤枝市公共下水道及び都市下水路の構造等の基準を定める条例」について申し上げます。

一委員より、「地域主権推進一括法による下水道法の改正に伴う条例の制定にあたり、現行の基準から変更された部分はあるか。」という質疑があり、

これに対して、「現状が整合するよう、国の基準と同じ内容の基準を定めており、変更された部分はない。」という答弁がありました。

このほか、特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第99号議案 藤枝市勤労者福祉センターの指定管理者の指定について」申し上げますが、特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。